

女性グループ・すいーぷ会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は女性グループ・すいーぷという。

第2条 (事務所)

本会は、事務所を徳島市南田宮2丁目2番45号におく。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

現代女性が感じている様々なストレスを解放し、自分らしく心と体の調和のとれた生き方ができることを目的にした活動を行う。女性とともに子どもが尊重され、その能力を發揮して生きられる社会とすることを目的とする。

第4条 (事業)

前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 相談事業
- (2) ワークショップ、講座、講演会等の開催
- (3) DV被害者と子どもの支援事業
- (4) 講師派遣事業
- (5) 地域社会の活性化に貢献する事業
- (6) サポート支援
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

第5条 (会員)

本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人及び団体

第6条 (入会)

正会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

第7条 (会費)

会員は、毎年6月30日までに、次に掲げる金額を会費として納入しなければならない。

- (1) 正会員 年間5000円
- (2) 賛助会員 個人 年間3000円、団体 年間10000円

第8条 (会員の資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

第9条 (除名)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、運営委員会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この会則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 本会の運営する講座等を利用する被害者やその支援に携わる者の安全を脅かすおそれがあるなど、当該会員を本会の運営に参加させることが本会の目的に照らして不適当であると判断されるとき

第4章 役員

第10条 (役員)

本会は、次の役員をおく。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名以上
- (3) 監事 1名以上

第11条 (選任等)

代表、副代表及び監事は、総会において選任する。

- 2 監事は、代表、副代表又は本会の職員を兼ねることができない。

第12条 (職務)

代表は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 監事は、本会の業務及び財産の状況を監査する。

第13条 (任期等)

役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第14条 (欠員補充)

この会則で定めた役員の員数が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第15条 (解任)

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

第5章 総会

第16条 (会議)

本会の会議は、通常総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集し、その議長となる。

- (1) 総会は、毎年1回開催する。
- (2) 総会は正会員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。
- (3) 次に上げる事項は、総会の議決を経なければならない。
 - ① 事業計画及び予算
 - ② 決算の認定
 - ③ 会則の改正
 - ④ 役員の選任及び解任
 - ⑤ 解散
 - ⑥ その他本会の運営に関する重要事項
- (3) 総会の議事は、出席者の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (4) 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議事録署名人2名以上による署名、押印をしなければならない。

第6章 運営委員会

第17条 (構成)

運営委員会は、運営委員をもって構成する。

2 運営委員は代表が任免する。

第18条 (会議)

運営委員会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- (4) 運営委員会は年に2回以上開催し、代表が招集する。
- (5) 運営委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第7章 経費及び会計

第19条 (経費及び事業年度)

本会の資産は、会費、寄付金及びその他をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第20条 (事業計画及び予算)

本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

第21条 (事業報告及び決算)

本会の事業報告書、収支予算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第8章 雜則

第22条 (細則) この会則の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て代表が定める。

附則：2000年4月1日施行

2002年4月1日改正

2008年5月12日改正

2009年6月20日改正

2013年6月8日改正